

〈社会福祉法人 協同福祉会 行動計画〉

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得推進をはかるとともに、取得日数を平均年間 10 日以上とする。

（対策）令和 6 年 4 月～ 前年度の年次有給休暇取得状況を把握する。

令和 7 年 4 月～ 計画的な年次有給休暇取得に向けて各部署において取得計画を策定する。

令和 8 年 4 月～ 事業所ごとの年次有給休暇取得日程の調整と進捗状況報告をする。

目標 2：職員の所定外労働時間を一人当たり月 30 時間未満とする。

（対策）令和 6 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。

令和 7 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する。

令和 8 年 4 月～ 各事業所における問題点の検討及び研修を実施する。

目標 3：地域において子どもの健全な育成のための活動を行う。

（対策）令和 6 年 4 月～ こども広場とヤングケアラー支援を始めるための準備をする。

令和 7 年 4 月～ こども広場の運営と学童保育、ヤングケアラー支援による地域貢献をする。

令和 8 年 4 月～ 全事業所におけるこども広場の開催と地域交流を実施する。